介護報酬の請求を行っている事業所のみなさまへ

審査返戻時のメッセージ変更について(令和5年10月審査から)

- ○国保連合会では毎月事業所等から提出された給付管理票や請求明細書について審査を行った結果、内容に誤りがあり、正当データとして取扱うことができない場合、返戻帳票として「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」等を送付し、返戻となった理由を通知しているところです。
- 〇当該帳票の内容欄に表示している返戻理由について、給付管理票の計画単位数より請求明細書に記載された単位数が高い等の場合、返戻事由を「査定でエラーのあるもの」として返戻していましたが、事業所等において返戻となった原因を把握することが難しいことから、 令和 5 年 10 月審査から、返戻となった原因を細分化し、以下のとおり返戻事由を設定するよう変更いたします。
- 〇以下①から③のうち、該当する事由で返戻いたしますので、給付管理票を作成した支援事業所に給付計画単位数(サービス種類・サービス事業所番号)を確認のうえ、再請求してください。
 - ■令和5年9月審査まで

返戻事由:査定でエラーのあるもの



- ■令和5年10月審査から
 - ①給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認して ください(サービス種類・計画単位数も併せて確認してください)
 - ②給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください(計画単位数も併せて確認してください)
 - ③給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課審査係

TEL: 022-222-7079

https://www.miyagi-kokuho.or.jp